

管内設計労務単価(基準額)の運用について

表記について、令和2年3月から適用する石工、ブロック工、タイル工、大工、板金工、建具工、建築ブロック工の運用について以下のとおり定めます。

所定労働時間内8時間当たりの単価（円）

都道府県名	石工	ブロック工	タイル工	大工	板金工	建具工
福井県	[28,000]	22,700	22,300	[20,900]	[23,100]	[21,200]
滋賀県	29,900	[23,600]	22,200	[22,000]	[23,300]	21,200
京都府	30,800	23,600	22,200	[21,800]	23,200	21,200
大阪府	29,800	23,300	22,300	21,400	23,200	21,200
兵庫県	31,200	[23,500]	22,400	[21,700]	[21,700]	21,200
奈良県	30,800	23,600	22,200	[22,000]	23,200	21,200
和歌山県	30,800	23,600	22,100	[21,800]	23,200	21,200

※「〔 〕」については令和2年2月14日付け国近整技管第196号にて通知済み。

※三重県・岐阜県の運用単価については、中部地方整備局HPにて確認下さい。

都道府県名	建築ブロック工 (※)
福井県	23,200
滋賀県	24,400
京都府	25,400
大阪府	25,400
兵庫県	25,000
奈良県	24,900
和歌山県	24,400

※ 建築ブロック工の運用単価については、
営繕部整備課にて設定されたものです。